

## 保育を必要とする事由を確認するための資料と保育必要量・認定期間について

《対象者》◆父 ◆母 ◆同居している内縁の夫・妻

保育を必要とする事由	保育必要量	認定期間	必要書類
月52時間（4時間/日、かつ13日/月）以上の <b>就労</b>	月120時間未満の就労 …短時間	証明書にて届出を受けた 就労が続いている間	就労証明書 （P. 30～P. 33 所定様式） ※入園希望月から6か月以内に 作成されたもの
	月120時間以上の就労 …標準時間		
<b>出産の前後</b>	標準/短時間 （必要量に応じて認定）	出産予定月を中心に前後 2か月ずつ、計5か月の間	母子健康手帳の分娩予定日のわ かるページの写し
<b>病気、怪我、障害</b>	標準/短時間 （必要量に応じて認定）	完治等により事由が 解消するまで	診断書、入院診療計画書等また は身体障害者・療育・精神障 害者手帳等の写し ※保育を必要とする状況が明記され ているもの
親族（長期入院等をしてい る場合を含む）の <b>介護・看 護</b> （原則4時間/日、かつ 13日/月以上）	標準/短時間 （必要量に応じて認定）	介護・看護を継続している間	診断書、入院診療計画書等、ま たは身体障害者・療育・精神障 害者手帳等の写し、介護保険被 保険者証等の写しのいずれか
<b>災害の復旧</b>	標準時間/短時間 （必要量に応じて認定）	災害復旧に従事している間	罹災証明または状況説明書
<b>求職活動</b> を継続的に行って いる	短時間	効力発生日（認定開始日）か ら <b>4か月</b> ※変更の場合あり	※こども保育課にお問い合わせ ください。
学校教育法に規定された学 校や職業訓練校に <b>在学中</b>	標準/短時間 （必要量に応じて認定）	卒業（修了）予定日まで	在学証明書、カリキュラム、時 間割表のすべて
育児休業取得時に既に保育施 設を利用している子どもがい て継続在園が必要な場合	短時間	育児休業を取得出来ている期 間中で、一定の期間（P. 20、 Q&AのQ15参照）	就労証明書（所定様式） ※育児休業期間が明記されたも の

※月120時間未満の就労の場合でも、勤務開始（終了）時間によっては標準時間で認定します。

※必要書類は写しでも構いません。

※就労証明書（P. 30～P. 33 所定様式）の有効期間は6か月です。

**※育児休業を取得している状態で申込む場合は、職場への復帰が前提となります。**

### **産休・育児休業明けで利用申込みをする場合の注意点**

---

- 入園が決定した場合は、入園月内の職場復帰が条件となります。  
例：4月1日入園⇒4月中に職場復帰（5月1日復帰は×）  
※ご兄弟で申請を行い、そのいずれかの入園が決定した場合にも、職場復帰が必要となります。
- 職場復帰とは、育児休業前の職場・会社（申込み時に提出いただいた就労証明書上の職場・会社）に戻ることをいいます。  
※職場復帰を前提に加点しますので、退職・転職を予定している場合は加点されません。  
※育児短時間勤務を予定している場合は就労証明書にその旨の証明が必要となります。
- やむを得ない事情により、職場復帰できないことがわかった場合は、その時点で必ず子ども保育課にご連絡ください。
- 入園決定後、職場復帰をしていないことが判明した場合、退園(入園取消)となる場合があります